

改 正 後	改 正 前
第3 事業の内容 1 軽減支援対策事業の内容は次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（以下「経営所得安定対策等支援事業」という。）は、担い手への農用地の利用集積等を支援するための水田・畑作経営所得安定対策等支援計画（以下「経営所得安定対策等支援計画」という。）に従って、土地改良区等（農村振興局長が別に定める要件に該当する事業地区（農村振興局長が別に定める土地改良事業等の事業地区をいう。）に係るものに限る。）に対して、公募団体が負担金の支払いの一部に充てる資金（以下「経営所得安定対策等支援資金」という。）の貸付けを行う事業とする。 （4）～（6）（略） <u>（7）地域生産基盤保全強化支援事業</u> <u>地域生産基盤保全強化支援事業（以下「保全強化支援事業」という。）は、担い手への農用地の利用集積等を支援するための地域生産基盤保全強化支援計画（以下「保全強化支援計画」という。）に従って、土地改良区等（農村振興局長が別に定める要件に該当する事業地区（農村振興局長が別に定める土地改良事業等の事業地区をいう。）に係るものに限る。）に対して、公募団体が負担金の償還利息に相当する額を助成する事業とする。</u> 2 軽減支援対策事業の対象となる負担金は、次のとおりとする。	第3 事業の内容 1 軽減支援対策事業の内容は次のとおりとする。 （1）・（2）（略） （3）水田・畑作経営所得安定対策等支援事業 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業（以下「経営所得安定対策等支援事業」という。）は、担い手への農用地の利用集積を支援するための水田・畑作経営所得安定対策等支援計画（以下「経営所得安定対策等支援計画」という。）に従って、土地改良区等（農村振興局長が別に定める要件に該当する事業地区（農村振興局長が別に定める土地改良事業等の事業地区をいう。）に係るものに限る。）に対して、公募団体が負担金の支払いの一部に充てる資金（以下「経営所得安定対策等支援資金」という。）の貸付けを行う事業とする。 （4）～（6）（略） （新設） 2 軽減支援対策事業の対象となる負担金は、次のとおりとする。

(1) 1の(1)から(5)まで及び(7)の事業の対象となる負担金は、国営土地改良事業の受益者負担金その他の農村振興局長が別に定める負担金とする。

(2) (略)

第4 公募団体の業務等

1 公募団体の業務の内容

公募団体は次の業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 育成支援事業、災害償還助成事業緊急支援事業、農地利用推進事業及び保全強化支援事業に係る助成金の交付

(3)・(4) (略)

2 (略)

第5 平準化事業

1～6 (略)

7 平準化計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

第6 平準化事業における利子補給等

1 利子補給契約

(1)・(2) (略)

(3) 当該融資機関と公募団体との間に、既に利子補給契約が締結されている場合には、(2)の手続は要しない。

(1) 1の(1)から(5)までの事業の対象となる負担金は、国営土地改良事業の受益者負担金その他の農村振興局長が別に定める負担金とする。

(2) (略)

第4 公募団体の業務等

1 公募団体の業務の内容

公募団体は次の業務を行うものとする。

(1) (略)

(2) 育成支援事業、災害償還助成事業緊急支援事業及び農地利用推進事業に係る助成金の交付

(3)・(4) (略)

2 (略)

第5 平準化事業

1～6 (略)

7 平準化計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

第6 平準化事業における利子補給等

1 利子補給契約

(1)・(2) (略)

(3) 当該融資機関と公募団体との間に、すでに利子補給契約が締結されている場合には、(2)の手続は要しない。

2～5 (略)

第7 育成支援事業

1・2 (略)

3 育成支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

第9 経営所得安定対策等支援事業

1～4 (略)

5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、令和11年度までとする。

第11 災害償還助成事業

1・2 (略)

3 災害償還助成計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) 災害償還助成計画の認定期間は、令和11年度までとする。

2～5 (略)

第7 育成支援事業

1・2 (略)

3 育成支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

第9 経営所得安定対策等支援事業

1～4 (略)

5 経営所得安定対策等支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) 経営所得安定対策等支援計画の認定期間は、令和7年度までとする。

第11 災害償還助成事業

1・2 (略)

3 災害償還助成計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6) の変更承認申請があった場合には、(1) から(5) までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) 災害償還助成計画の認定期間は、令和7年度までとする。

第13 緊急支援事業

1 事業の実施期間

緊急支援事業の実施期間は、令和11年度までとする。

2・3 (略)

4 緊急支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) (略)

第15 農地利用推進事業

1 助成の対象

(1) (略)

(2) 農地利用推進事業の助成金(以下「農地利用推進助成金」という。)は、農地利用推進計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた助成団体に対して交付するものとする。

2 (略)

3 農地利用推進計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

第16 農地利用推進事業における助成金の交付

1・2 (略)

3 農地利用推進助成金の交付手続

(1)・(2) (略)

第13 緊急支援事業

1 事業の実施期間

緊急支援事業の実施期間は、令和7年度までとする。

2・3 (略)

4 緊急支援計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

(8) (略)

第15 農地利用推進事業

1 助成の対象

(1) (略)

(2) 農地利用推進事業の助成金は、農地利用推進計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた助成団体に対して交付するものとする。

2 (略)

3 農地利用推進計画の審査及び認定

(1)～(6) (略)

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

第16 農地利用推進事業における助成金の交付

1・2 (略)

3 農地利用推進助成金の交付手続

(1)・(2) (略)

4・5 (略)

第17 保全強化支援事業

1 助成の対象

(1) 保全強化支援事業の助成の対象地区は、保全強化支援計画において定められた地区とする。

(2) 保全強化支援事業の助成金（以下「保全強化支援助成金」という。）は、保全強化支援計画を作成し、当該計画について公募団体による認定を受けた土地改良区等に対して交付するものとする。

2 保全強化支援計画の作成

土地改良区等は、保全強化支援事業の適用を受けようとする場合には、農林振興局長が別に定めるところにより、保全強化支援計画を作成し、公募団体に対し当該計画について、認定の申請を行うものとする。

3 保全強化支援計画の審査及び認定

(1) 公募団体は、2の申請があったときは、都道府県等関係機関の役職員を構成員とする審査委員会を開催し、この審査委員会において、保全強化支援計画の審査を行うものとする。

(2) (1)の審査委員会については、他の軽減支援対策事業に係る審査委員会が設置されている場合には、これを活用するものとする。

(3) 公募団体は、審査委員会において、保全強化支援計画を適当と認めたときは、都道府県知事に対し審査結果を付して、当該計画を認定するための承認を申請するものとする。

(4) 都道府県知事は、公募団体から(3)の申請があり、適当と認

4・5 (略)

(新設)

めたときは、当該計画を承認し、公募団体にその旨の通知を行うものとする。

(5) 公募団体は、都道府県知事から(4)の通知があった場合において、予算の範囲内において当該計画を実施させることが適当であると認めるときは、その認定を行い、申請のあった土地改良区等に対して認定の通知を行うものとする。

(6) 土地改良区等は、保全強化支援計画の内容を変更しようとする場合には、公募団体に当該保全強化支援計画の変更の承認を申請するものとする。

(7) 公募団体は、(6)の変更承認申請があった場合には、(1)から(5)までの手続に準じて取り扱うものとする。

第18 保全強化支援事業における助成金の交付

(新設)

1 保全強化支援助成金交付規程

公募団体は、農村振興局長の承認を受けて地域生産基盤保全強化支援事業助成金交付規程（以下「保全強化支援助成金交付規程」という。）を定めるものとする。

2 保全強化支援助成金の交付

保全強化支援助成金の交付額は、農村振興局長が別に定める助成額を限度とする。

3 保全強化支援助成金の交付手続

(1) 土地改良区等は、第17の3の(5)による認定通知があったときは、当該計画に従って、毎年度、公募団体に対して保全強化支援助成金の交付の申請を行うものとする。

(2) 公募団体は、(1)の交付の申請があった場合には、保全強化支援助成金交付規程に基づき、土地改良区等に対して当該年度の

予算の範囲内で保全強化支援助成金を交付するものとする。

4 保全強化支援助成金の使途

土地改良区等は、交付された保全強化支援助成金の全額を対象地区の負担金の償還に充てるものとする。

5 保全強化支援助成金の返還等

(1) 公募団体が、土地改良区等に対する保全強化支援助成金を交付した後、その交付した額の全部又は一部が適当でないと認められた場合、公募団体は、土地改良区等から適当でないと認められた額を返還させるものとし、返還金及び延滞金については、第6の5の(2)に準じて取り扱うものとする。

(2) 公募団体は、(1)による返還金及び延滞金については、国に納付するものとする。

第19 (略)

第20 軽減支援対策事業の的確な実施

1 軽減支援対策事業の的確な実施

平準化資金又は経営所得安定対策等支援資金の融通を受けた土地改良区等及び育成支援助成金、災害償還助成金、緊急支援助成金又は保全強化支援助成金の交付を受けた土地改良区等及び農地利用推進助成金の事業費助成型の助成団体は、平準化計画、経営所得安定対策等支援計画、育成支援計画、災害償還計画、緊急支援計画、農地利用推進計画又は保全強化支援計画に基づき、特別賦課金（負担金の支払に充てるため土地改良区が組合員に賦課する金銭をいう。）の賦課徴収を行うものとし、これを滞納する組合員に対しては、遅滞なく土地改良法（昭和24年法律第195号）第39条（独立行

第17 (略)

第18 軽減支援対策事業の的確な実施

1 軽減支援対策事業の的確な実施

平準化資金又は経営所得安定対策等支援資金の融通を受けた土地改良区等及び育成支援助成金、災害償還助成金又は緊急支援助成金の交付を受けた土地改良区等及び農地利用推進助成金の事業費助成型の助成団体は、平準化計画、経営所得安定対策等支援計画、育成支援計画、災害償還計画、緊急支援計画又は農地利用推進計画に基づき、特別賦課金（負担金の支払に充てるため土地改良区が組合員に賦課する金銭をいう。）の賦課徴収を行うものとし、これを滞納する組合員に対しては、遅滞なく土地改良法第39条（独立行政法人水資源機構法第29条において準用する場合を含む。）に定める措置

政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第29条において準用する場合を含む。）に定める措置をとるものとする。 2 （略） <u>第21～第23</u> （略）	をとるものとする。 2 （略） <u>第19～第21</u> （略）
---	---

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づき認定された経営所得安定対策等支援計画において定められた地区については、この通知による改正後の要綱第17の保全強化支援計画の認定を受けたものとみなす。